

石狩海浜植物保護センター
管理運営に関する基本的な考え方
(案)

平成 年 月

石狩市海浜植物保護センター

石狩浜海浜植物保護センター管理運営に関する基本的な考え方

1 はじめに

石狩浜は、海浜植物をはじめ海辺の自然の宝庫であることから、この自然豊かな海辺環境を次世代にのこしていくため、市民、研究機関と協働で保全活動に取り組んでいる。石狩浜海浜植物保護センター（以下、「センター」という。）は、その活動拠点として平成12年に開館し、その後15年が経過しようとしている。

この間、石狩浜を取り巻く環境は大きく変化しており、また、市民の中においても、保全活動の輪が拡がりつつある中、今後のセンターの運営において、将来を見据え、より効率的・効果的に進めて行く必要があることから、この基本的な考えを取りまとめるものである。

2 管理運営に関する方向性

(1) 現状・課題

センターは、平成12年の開館以来、専門職員と臨時の運営スタッフを配置し、市民ボランティアの協力・連携のもと、調査研究、普及啓発を行ってきた。また、センター設置当初から、市民団体等が運営に関わっていくことが重要なコンセプトとして位置づけられている。

しかしながら、今日の石狩浜を取り巻く環境の変化、利用者ニーズの多様化、市の行財政改革の流れに伴う現状の体制維持の問題など、多くの課題がある中、将来にわたってセンターを維持していくには、より効率的・効果的な運営が求められている。

こうしたことから、センターの運営において、柔軟性のある企画・運営、啓発効果の増大が期待される民間へのアウトソーシングを検討することとする。

(2) 基本的な考え方

平成15年9月施行の地方自治法の一部改正により、公の施設の管理について「指定管理者制度」が創設され、従来は地方自治体の出資法人等に限定されていた公の施設の管理が、議会の議決を経ることで民間企業や各種法人、その他の団体も行うことが可能となった（地方自治法第244条の2）。

一方で、市民団体等が運営に関わることが重要と考えており、この制度のもと、運営を委任することが望ましいが、石狩浜の保全活動を行っている市民団体は、人的・資金的にみてもまだ脆弱であるため、この制度による管理運営は時期尚早と思われる。

よって、当面は、運営業務のみを市民団体に委託し、施設の維持管理は引き続き市が担うこととする。

3 運営委託に関する具体的な考え方

(1) 運営業務

- ・市と希望する市民団体との間で業務委託契約を締結する。
- ・市民団体は、市から受けとる委託料で、専門スタッフ（統括責任者、普及員、事務員）を配置し、運営を行う。
- ・専門スタッフにより、来館者の対応、観察園・再生園の整備及び管理、ボランティアとの

調整等を行う。

(2) 活動事業

- ・これまでセンターが行ってきた事業については、市が活動事業費として委託料とは別に予算の範囲内で交付する。
- ・活動事業については、新たなセンター運営委員会において審議し、市に提出する。市は、次年度予算として計上する。
- ・市民団体の自主事業については、センターの運営上支障がない範囲内で、市と協議の上実施する（センターを使用しない事業は除く。）。

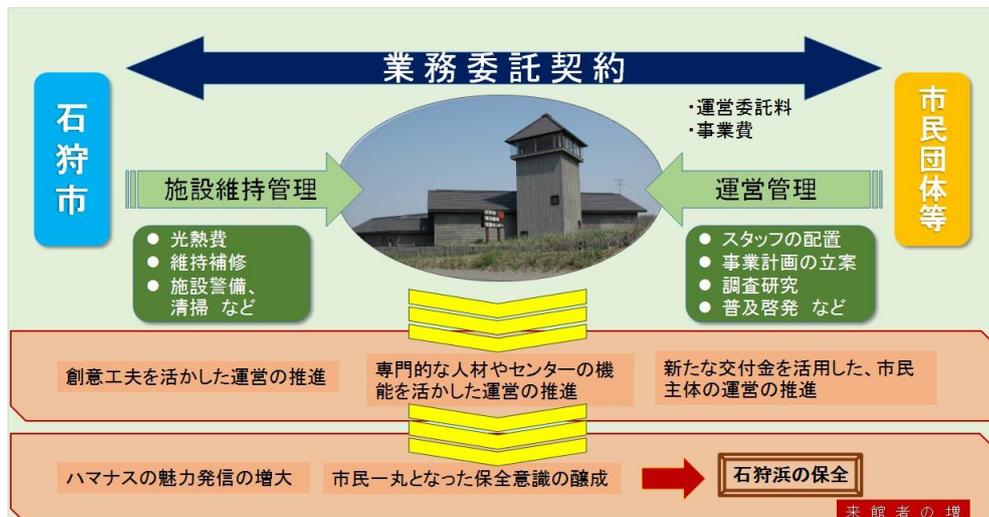


図1：運営委託のイメージ図

4 その他運営等に関する基本的な事項

(1) 開館日時

施設の開館日、時間については、これまでと同様に4月29日から11月3日、9時から17時までとする。なお、閉館日における環境学習等については、希望団体の意向を踏まえ、可能な限り対応する。

(2) 運営委員会

センターの事業計画の審議及び運営体制の監督・助言機関として、有識者等からなる運営委員会を設置する。なお、運営委員会の委員の委嘱は市が行い、庶務は受託者が行うものとする（図2参照）。

(3) 施設の維持管理等

光熱費、施設の維持補修、警備・清掃等については、これまで同様に市が対応するが、光熱費の経費縮減に務める。

また、必要なセンターの備品類については、貸与する。

(4) 石狩浜の保全

市は、石狩浜の自然を貴重な財産として将来にわたって保全していくため、これまでと同様に市民団体等と協働・連携して、取り組んで行く。

- ・海浜植物等保護地区の指定・管理など

(5) 関係機関との関係

市内外の社会教育施設や博物館系施設との連携については、これまで同様に市が主体的に実施する。この場合は、受託者は、当該事業に協力するものとする。

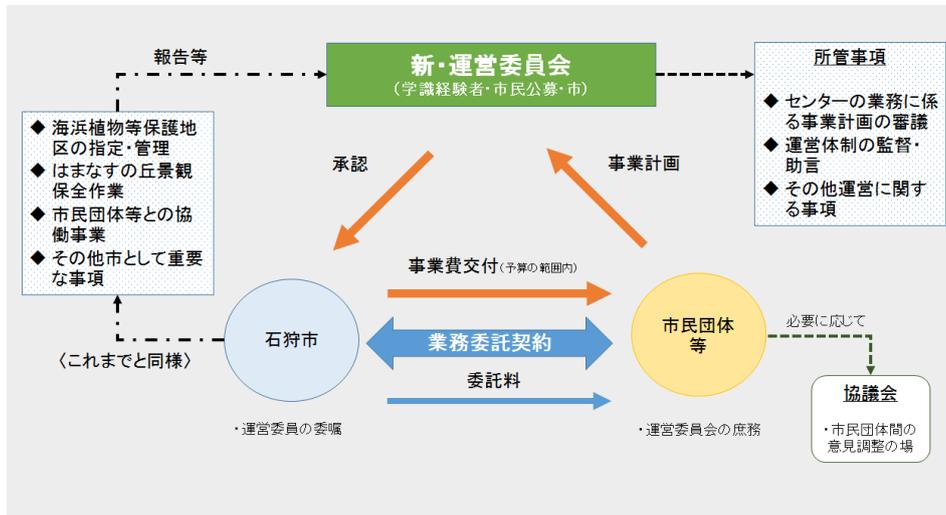


図2：運営委員会イメージ図

5 今後の対応

運営委託に関する詳細事項については、次年度以降、運営委員会において協議することとする。運営委託にあたっては、詳細事項が決定後速やかに実施できるよう努めるものとする。

6 将来のあり方

センターの管理運営については、将来的には、2の(2)における指定管理者制度に基づき、実施することが望ましいことから、運営委託の実施状況を踏まえ、受託市民団体の組織としての環境整備が整ったときに検討する。

なお、指定管理者制度への移行時には、センターの名称変更も含めより親しみやすい施設となるよう検討する(図3参照)。

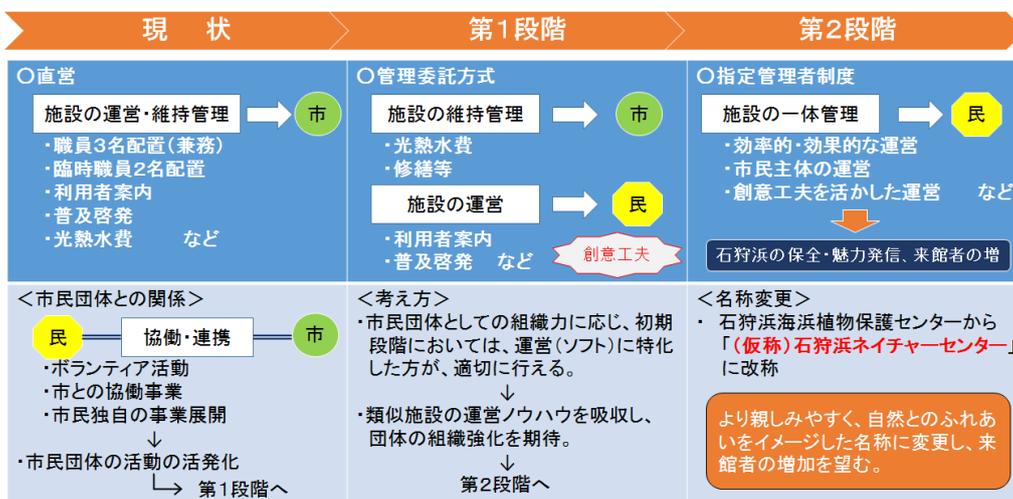


図3：管理運営アウトソーシング工程表